## 市販包装食品の栄養表示基準 (仮訳)

2014年11月 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 農林水産・食品調査課

- 本仮訳は、衛生福利部食品薬物管理署 (FDA) が2014年4月15日に発表した「包装食品 營養標示應遵行事項總説明」 (2015年7月1日施行) の内容と比較するため、同署が<u>200</u> <u>7年7月19日に発表した「市售包装食品營養標示規範」をジェトロが仮訳したもの</u>で す。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。<a href="http://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?id=4123&chk=e8336e67-ff9e-4691-acc9-095484415ab4&param=pn%3d5%26cid%3d3%26cchk%3d46552e96-810a-42c3-83e1-bd5e42344633%26key1%3d%25e7%2587%259f%25e9%25a4%258a</a>
- 2015年7月1日施行の「包裝食品營養標示應遵行事項總説明」の仮訳は、別レポート 「包装食品の栄養表示上の遵守事項(仮訳)」をご覧ください。

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 市販包装食品の栄養表示基準

中華民国 90 年 9 月 10 日 衛署食字第 0900057121 号書簡公告 中華民国 96 年 7 月 19 日 衛署食字第 0960403923 号書簡公告

- 一、 近年、国民の栄養知識や健康意識が高まり、多くの先進国ではすでに包装食品の 栄養表示制度が実施されている。国内の消費者のニーズに応え、消費者の栄養表 示に対する正しい認識を確立し、包装食品購入時の参考データを提供するため、 我が国の栄養表示基準を公告する。
- 二、 栄養強調表示とは、説明、隠喩または暗示のいずれかの方法により、当該食品が 持つ特定の栄養的特質(例えば、ビタミンAを豊富に含む、高カルシウム、低ナト リウム、ノンコレステロール、高食物繊維など)を表すもので、単に食品原料成 分に対する記載(例えば、本食品の成分はマルトデキストリン、コーン油、レシ チン、炭酸カルシウム、ビタミンA、パルミチン酸、ビタミンB2、ビタミンD3 など)は栄養強調表示には当たらない。
- 三、 市販の包装食品の栄養表示方法については、包装容器の外側の目立つ場所に以下 の表示内容を記載する必要がある。

## (一) 表示項目:

- 1. 「栄養表示」のタイトル。
- 2. 熱量。
- 3. たんぱく質、脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、炭水化物、ナトリウム の含有量(注:この炭水化物には食物繊維を含む)。
- 4. その他、栄養強調表示に記載された栄養素の含有量。
- 5. 製造業者が記載したい他の栄養素の含有量。
- (二) 熱量及び栄養素含有量の表示基準:固体(半固体)は100gまたは1gを単位として1食当たりの分量を記載しなければならず、液体(飲料)は100mlまたは1mlを単位として1食当たりの分量を記載する必要がある。ただし、1食当たりの分量を記載する場合は当該製品1パックに含まれる食数を注記しなければならない。
- (三) 熱量、栄養素及びトランス脂肪酸の含有量の表示単位:食品の中に含まれる 熱量はkcalで記載し、たんぱく質、脂肪、飽和脂肪酸、炭水化物及びトラン ス脂肪酸はg、ナトリウムはmg、他の栄養素はg、mgまたはμgで記載しなければならない。
- (四) 1日当たりの栄養摂取量の基準値:各栄養素に1日当たりの栄養摂取量のパーセント表示を加えてもよいが、下記数値に基づき、その中から選択して1日当たりの栄養素摂取量の基準値としなければならない。

1日当たりの栄養素摂取量の基準値		
項目	基準値	
熱量	2000 kcal	
たんぱく質	60 g	
脂肪	55 g	
炭水化物	320 g	
ナトリウム	2400 mg	
飽和脂肪酸	18 g	
コレステロール	300 mg	
食物繊維	20 g	
ビタミン A	600 μg	
ビタミン B1	1.4 mg	
ビタミン B2	1.6 mg	
ビタミン C	60 mg	
ビタミン E	12 mg	
カルシウム	800 mg	
鉄	15 mg	

- (五) データの修正方法:栄養素の有効数字は3桁を超えないことを原則とする。1食 分の分量、熱量、たんぱく質、脂肪、炭水化物及びナトリウムは整数または 小数第1位まで表示することができる。
- (六) 熱量、たんぱく質、脂肪、炭水化物、ナトリウム、飽和脂肪酸、糖及びトランス脂肪酸などの栄養素が下表の条件に当てはまる場合は、「0」と記載することができる。トランス脂肪酸とは食用油が一部水素化する過程で作られる非共役トランス脂肪酸である。

栄養素を「0」と記載することができる条件

項目	「0」記載の条件
熱量	当該食品の固体(半固体)100gまたは液体100m1当たりに 含まれる当該栄養素量が4kcalを超えない
たんぱく質	
脂肪	当該食品の固体(半固体)100gまたは液体100m1当たりに
炭水化物	含まれる当該栄養素量が0.5gを超えない
ナトリウム	当該食品の固体(半固体)100gまたは液体100m1当たりに 含まれる当該栄養素量が5mgを超えない
飽和脂肪酸	当該食品の固体(半固体)100gまたは液体100m1当たりに 含まれる当該栄養素量が0.1gを超えない
トランス脂肪酸	当該食品の固体(半固体)100gまたは液体100m1当たりに 含まれる当該栄養素量が0.3gを超えない
糖	当該食品の固体(半固体)100gまたは液体100m1当たりに 含まれる当該栄養素量が0.5gを超えない

四、記載事項及び記載方法の見本:用いる栄養表示書式に1日当たりの栄養素の摂取基準値のパーセント表示を追加する必要がある場合は、トランス脂肪酸の箇所については1日当たりの摂取基準値のパーセント表示を追加しなくてもよい。

栄養表示書式 (一)

栄養表示	
1食分の分量 g (またはml)	
本包装に含まれる食数 食分	
	1食につき
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂肪	g
飽和脂肪酸	g
トランス脂肪酸	g
炭水化物	g
ナトリウム	mg
強調表示した栄養素の含有量	
他の栄養素の含有量	

栄養表示書式 (二)

栄養表示			
	100gにつき		
	(または100m1につき)		
熱量	kcal		
たんぱく質	g		
脂肪	g		
飽和脂肪酸	g		
トランス脂肪酸	g		
炭水化物	g		
ナトリウム	mg		
強調表示した栄養素の含有量			
他の栄養素の含有量			

## 栄養表示書式 (三)

	栄養表示	
1食分の分量	g (またはm1)	
本包装に含まれる食数	食分	
	1食につき	100gにつき
		(または100mlにつき)
熱量	kcal	kcal
たんぱく質	g	g
脂肪	g	g
飽和脂肪酸	g	g
トランス脂肪酸	g	g
炭水化物	g	g
ナトリウム	mg	mg
強調表示した栄養素の含物	有量	
他の栄養素の含有量		

栄養表示書式 (四)

栄養表示		
1食分の分量	g (またはml) 食分	
本包装に含まれる食数		
	1食につき	1食当たりに含まれる1日当たり の栄養素摂取量基準値*の
		パーセンテージ
熱量	kcal	%
たんぱく質	g	%
脂肪	g	%
飽和脂肪酸	g	%
トランス脂肪酸	g	%
炭水化物	g	%
ナトリウム	mg	%
強調表示した栄養素の含有量		
他の栄養素の含有量		

\*1日当たりの栄養素摂取量の基準値:熱量2000kcal、たんぱく質60g、脂肪55g、飽和脂肪酸18g、炭水化物320g、ナトリウム2400mg。

栄養表示書式 (五)

栄養表示		
	100gにつき	100g(または100ml)当たりに
	(または100m1につき)	含まれる1日当たりの栄養素の
		摂取基準値*のパーセンテージ
熱量	kcal	%
たんぱく質	g	%
脂肪	g	%
飽和脂肪酸	g	%
トランス脂肪酸	g	%
炭水化物	g	%
ナトリウム	mg	%
強調表示した栄養素	の含有量	
他の栄養素の含有量		

<sup>\*1</sup>日当たりの栄養素摂取量の基準値:熱量2000kcal、たんぱく質60g、脂肪55g、飽和脂肪酸18g、炭水化物320g、ナトリウム2400mg。

市販包装食品の栄養表示基準(仮訳) 2014年11月作成		
作成者 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 Tel. 03-3582-5186	農林水産・食品部	農林水産・食品調査課